

令和 7 年度異業種連携促進支援事業業務仕様書

1 委託業務の名称

令和 7 年度異業種連携促進支援事業業務

2 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 1 9 日まで

3 業務の目的

昨今、労働人口減少とデジタル技術開発が進展していく中で、あらゆる産業においてデジタル技術を活用した生産性と付加価値の向上が求められている。県内中小企業においても、デジタル技術と地場産業の強みを活かした既存ビジネスの強化や新事業創出により、業務効率化にとどまらない継続的な成長が見込める。

そのため、本事業では IT 産業と地場産業など異業種の参加者による交流イベントを開催し、イベント参加を通じて構築された関係性を継続できるようなコミュニティの形成支援を行うことにより、デジタル技術や新規ビジネス創出に関する知識等の習得に加え、意欲ある参加者の活発な交流を促し、自発的かつ持続的なコミュニティ活動を通じた、地域課題の解決や地場産業の活性化に資するデジタル関連事業の創出を目指す。

4 委託業務内容

受注者は、「3 業務の目的」を達成するため、次に掲げる一切の業務を行うこと。業務内容は、受注者からの提案を踏まえ、発注者と緊密かつ十分に協議し決定すること。

(1) 県内での事業創出を加速する企業間交流の促進

新事業創出に資する異業種間の交流促進イベントを複数回企画・実施すること。実施に当たっては、以下の点に留意すること。

イ 個社間の連携にとどまらない多対多の交流を目指すこと。

ロ 参加者による主体的かつ活発な交流を促すこと。

ハ 参加者のオンラインコミュニティへの登録につながるよう、イベント内で登録や交流のメリットを訴求すること、またはイベント内で直接コミュニティに参加できる仕組みを設けるなどの工夫を行うこと。

ニ 参加者に対して、発注者と協議の上でアンケートを実施すること。

ホ 交流促進イベントは、原則として開催の約 1 か月前を目途に広報を行うこと。また、参加促進に繋がる有効な広報手段を提案・実施すること。

(2) オンラインコミュニティの形成支援及び運営

イベント参加者のオンラインコミュニティの形成を支援し、イベント終了後も参加者同士が自発的かつ継続的に交流できるよう取り組むこと。実施に当たっては、以下の点に留意するこ

と。

イ コミュニティ形成の目的を踏まえ、交流を促進するために有効と思われるオンラインコミュニティツールを準備すること。参加者は無料で参加可能なツールとすること。

ロ 参加者がオンラインコミュニティ上で、安心して主体的に情報交換や協業を進められるよう、自律的な運営を促す視点から、運営ルールや参加者の役割等を明確にすること。

ハ オンラインコミュニティでの交流を支援するため、モデレーターを1名配置すること。モデレーターは原則として交流促進イベントに参加し、参加者との関係性を構築できる者とし、予めモデレーターの役割を明確にすること。

ホ オンラインコミュニティへの参加促進及びコミュニティの活性化を目的として、コミュニティ参加者を対象としたイベント等の開催も可能とするが、開催目的等を明確にし、(1) 交流促進イベントとの連携を図るなど戦略的に実施すること。

(3) 県ポータルサイト「OPEN INNOVATION みやぎ」を活用した県内企業の DX 推進に資する情報や施策の効果的な PR

以下の取組を通じて、県ポータルサイトの利活用促進及び県内企業の DX 推進に資する情報発信を行うこと。

イ 県ポータルサイトを活用し、(1) 及び (2) のイベントの開催周知や参加者募集に加え、イベント参加者の声やイベント参加者のデジタル化・DX 取組事例の紹介など、県内企業のデジタル化や DX 推進等の取組向上に資する情報を発信すること。

ロ 異業種連携の促進（交流イベントへの参加促進）や県内企業向け DX 推進に資する新たなコンテンツを準備し、効果的な活用方法について検討すること。新たなコンテンツには、パンフレット（紙媒体）を含めること。

5 期間について

契約締結の日から令和8年3月19日まで

6 委託業務の実施体制等

本業務が円滑かつ確実に推進できる体制を構築し、総括責任者、実施責任者、スケジュール等を明確にすること。

7 成果品の提出

(1) 提出期限

令和8年3月19日

(2) 納品場所

宮城県企画部産業デジタル推進課

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎3階

担 当：宮城県企画部産業デジタル推進課 産業デジタル推進第二班

電 話：０２２-２１１-２４７９

E-mail：sandigi2@pref.miyagi.lg.jp

(3) 成果品

実施報告書

電子媒体１部

8 その他

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たって、発注者及びその他関係者との連携を密に図ること。
- (2) 本業務の内容は、発注者及び受注者間の協議により追加、修正及び削除することがある。
- (3) 本業務により取得した個人情報は発注者に無断で第三者に提供することはできない。
- (4) 受注者は、本業務を履行する上で著作権、肖像権及び個人情報を取扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- (5) 本業務によって制作した成果品の著作権及び所有権は発注者に帰属する。また、受注者は発注者の承諾なくデザインを他に流用しないこと。
- (6) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度発注者と受注者の協議により決定する。